

[様式第13号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 原町東部雨水幹線工事1

質 問 事 項	回 答
シールド工事の積算基準は「下水道用設計標準歩掛表平成25年度」と考えてよろしいでしょうか。	「下水道用設計標準歩掛表平成25年度」等です。
物価資料の採用月は平成25年10月と考えてよろしいでしょうか。	平成25年10月です。
交通誘導員の夜間の配置は不要と考えてよろしいでしょうか。	夜間の配置はありません。
工事着手可能日についてご教示ください。	提示はできません。
オープンケーソン工の掘削・圧入沈設工は昼間施工と考えてよろしいでしょうか。	昼間施工としています。
雨水管取付工において施工完了時の鋼管・プラスチック複合管の仕舞についてご教示下さい。図面番号 89/94 では、鋼管撤去後に土砂が崩壊すると思われま。	別工事で立坑築造を計画しております。なお、詳細な仕舞方については契約後の協議となります。
路面覆工において、覆工桁受杭 H300 L=6.5m の数量をご教示ください。	4本です。
泥水処理設備の一次処理設機について、防音対策は不要と考えてよろしいでしょうか。	一次処理機等の防音対策のため、防音ハウスを計上しております。
立坑内仮設階段工において、No,3 立坑とNo,4 立坑は計上されていますが、No,2 立坑は不要と考えてよろしいでしょうか。	No.2 立坑の階段設置は別工事にて計画しているため本工事での設置は不要です。
No,3 立坑オープンケーソン施工期間中、長期間道路占用が必要になると思われますが、道路管理者との協議は完了しているのでしょうか。	事前協議は完了しております。

〔様式第 1 3 号〕

<p>一次覆工において、一次処理土は産廃処分となっていますがよろしいでしょうか。</p>	<p>一次処理土は汚泥処分として計上しております。</p>
<p>シールド機の再組立に伴う防音ハウスの解体・組立は防音工に含まれるのでしょうか。</p>	<p>本工事には、シールド機の再組立に伴う防音ハウスの解体・組立費用は計上しておりません。 なお、詳細については契約後の協議事項とします。</p>
<p>マンホール設置工（特殊人孔設置工）の躯体構築工（B-14）において、レディミクストコンクリート（18-8・40 無筋構造物）が 212m³ 計上されておりますが、用途は階段脇の水路のインバートコンクリート（図面番号 69/94）と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>階段脇の水路擦付けインバート及び人孔底部インバートコンクリートです。</p>
<p>水道の給水管口径と水道使用期間についてご教示ください。</p>	<p>設計上の口径は 13 mm，使用期間は 42 ヶ月です。</p>
<p>1. 水道使用料一式について オープンケーソンー沈設アンカー工のグラウト注入打設に使用する水は含まれていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>1. 水道使用料に含まれております。</p>
<p>2. 水道使用料一式について オープンケーソン工のコンタクトグラウトに使用する水は含まれていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>2. 水道使用料に含まれております。</p>
<p>3. 水道使用料一式について 薬液注入工ー削孔工のグラウト材に使用する水は含まれていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>3. 水道使用料に含まれております。</p>
<p>4. 水道使用料一式について 薬液注入工ー一次注入工の注入材料に使用する水は含まれていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>4. 水道使用料に含まれております。</p>
<p>5. 水道使用料一式について 薬液注入工ー二次注入工の注入材料に使</p>	<p>5. 水道使用料に含まれております。</p>

[様式第 1 3 号]

<p>用する水は含まれていると考えてよろしいでしょうか。</p>	
<p>6. 水道使用料一式について 取付管推進工の滑材注入工に使用する水は含まれていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>6. 水道使用料に含まれておりません。</p>
<p>7. 水道使用料一式について 取付管推進工—中詰注入工に使用する水は含まれていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>7. 水道使用料に含まれておりません。</p>
<p>8. C-224 ケツ内注入に使用する水は、水道水でしょうか。水道水の場合、どの項目に計上されているのでしょうか。</p>	<p>8. 水道水ではありません。</p>
<p>上記 1～8 以外で、A-4 水道使用料一式に計上されている項目があれば、ご教示ください。</p>	<p>9. 泥水式シールドの比重調整、裏込め材、初期作泥です。</p>
<p>水道使用料は、各工種で使用する量の積上によるものでしょうか。</p>	<p>10. 積上げにて計上しております。</p>
<p>A-4 水道使用料一式の内訳についてご教示ください。</p>	<p>上記 1～10. のとおりです。</p>
<p>水道使用料に下水道料金は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>下水道使用料は計上しておりません。</p>
<p>水道使用料は「処分費等」の扱いになると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>「処分費等」に含まれます。</p>
<p>水道基本料金も「処分費等」の扱いとなるのでしょうか。</p>	<p>「処分費等」に含まれません。</p>
<p>C-265,289,309,328 の鋼管スラップは、すべての経費対象外でしょうか。もしくは「処分費等」の扱いとなるのでしょうか。</p>	<p>本工事においては、すべての経費対象です。なお、「処分費等」には含まれません。</p>

[様式第 1 3 号]

<p>C-309 の鋼管スクラップは、単位が「m3」となっておりますが、「t」の間違いではないでしょうか。</p>	<p>C-309 の鋼管スクラップの単位「t」が正です。鋼管スクラップの単位「m3」は「t」として下さい。 なお、数量については設計書のとおり「0.28 t」とし積算願います。</p>
<p>スクラップの等級についてご教示ください。</p>	<p>本工事のスクラップの等級は H1 としております。</p>
<p>刃口金物材料費は、見積採用でしょうか。</p>	<p>資材等単価調査業務委託（特別調査）による単価を採用しています。</p>
<p>刃口金物材料費は、共通仮設費（率）および現場管理費の対象外で、一般管理費のみの経費対象項目と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>刃口金物材料費は、一般管理費のみの経費対象項目としております。</p>
<p>坑口直接切削可能壁の材料費は、経費対象外項目となるのでしょうか。</p>	<p>坑口直接切削可能壁の材料費は、すべての経費対象項目としております。</p>
<p>処分費等および刃口金物材料費以外に経費対象外項目がありましたら、ご教示ください。</p>	<p>処分費等はすべての経费率分算出の対象額控除項目としております。刃口金物材料費は、一般管理費のみの経費対象項目としております。 その他の共通仮設費積み上げ分については、「土木工事標準積算基準書（宮城県土木部）」をご確認下さい。</p>

注 1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。